

吉川沙織君 民進党の吉川沙織です。

私は、ただいま議題となりました伊達忠一参議院議長不信任決議案に対し、会派を代表して、賛成の立場から討論を行います。

最初に申し上げたいのは、昨年九月のことを皆さん覚えておいででしょうか、安保法制採決の際に乱発をされた、本決議案の議事における趣旨説明については一人十五分、討論その他の発言時間は一人十分に制限するとの動議が与党から今回も提出されたことです。

確かに、我々は野党第一会派であることはいえ、この議場においてもお分かりのとおり、議員数は少なくなってしまいました。しかしながら、日本国憲法第四十一條、「国会は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。」と定めがあり、これらに基づき国会は多くの権能を有しています。これらの権能行使の基礎となる各議員も多くの権能が与えられ、議員には、議案提出、質疑、討論、表決といつ議事手続上の基本的機能の

ほかにも幾つかの権能が認められて居るのです。そのうち、この討論については発言権に分類されますが、この議場での発言を始め議員の発言権は最も基本的な権能であるからこそ、先ほどの議院運営委員会の理事会においても発言時間を制限するとの動議は出さないでほしい旨、何度も何度も与党に申し上げたのです。多数決原理と同時に、少數派の意見の尊重はあつてしかるべきではないでしょうか。

今、日本は重大な岐路に差しかかっています。

国家債務は一千兆円を超えて、国内総生産の一〇〇%を超えるまでになつております、国の行く末さえ全く不透明で危機的な我が国の財政状況の中、ただひたすらに金融緩和にひた走り、その理論的旗振り役の学者は最近ではその誤りを認めるなど、アベノミクスとやらは破綻状態に陥つており、心ある専門家はハイパーインフレを強く懸念する声を上げていますが、政府は全く聞く耳を持ちません。

数十年前に失敗したレーガンomicsを教科書にしたアベノミクス、そしてバブル景気に浮かれた社会で発想しそうな特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案、いわゆるカジノ法案も、アジア地域では中国経済の失速、過剰投資などでカジノ産業が衰退する中、国民を巻き込んで一体どこに向かうのでしょうか。

思い出されるのは、今回の特定複合観光施設区域の整備に関する法律案に対して、総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法です。リゾート法は、地方振興策の手段として当時の政権がリゾート産業に着目して制定したにもかかわらず、同法に基づいて実施されたりゾート地域開発のほとんどは成果を上げることなく破綻し、地域社会に大きな傷痕を残したのです。

現政権は、諸外国で失敗した政策を周回遅れで

なぞつてているだけです。

競馬、競輪、競艇、パチンコなど我が国のギャンブル、遊技機市場は、その規模では約二十六兆円のギャンブル大国です。カジノの市場規模は世界全体でも約十八兆円とされる中で、日本をこれ以上カジノでどうしようとするおつもりなのでしょうか。

強い日本を取り戻そうとする総理は、アメリカの悪い例をまねして、時代遅れの政策を看板の掛け替えだけで行つてゐるのです。そのお手本のアメリカでは、次期大統領が強いアメリカを目指しているようですが、願わくば、我が国への轍を踏まないことを祈るばかりです。

一方、政府は、各種政府施策を説明する際に安心、安全という言葉をまるで呪文のように理由付けとして乱発しておりますが、国の根幹、国の形を根本的に搖るがすこと必然のカジノ導入を新た

な成長戦略と全く根拠のない理由を喧伝し、日本を安全、安心と正反対の環境にしようとあります。

おもてなしの心で観光大国を目指すという我が国が、カジノで外国人観光客を誘致しようとは何事でしょうか。海外の観光客は、日本らしさを求めて我が国を訪れるのであって、海外発祥のカジノに積極的に行くとはなかなか考えづらいのではないかでしょうか。

それとも、日本国民にカジノを奨励し、國の治安を毀損し、国民の体感治安を更に悪化させたいのですか。それとも、国民の所得格差がどんどん開く中で、カジノでもっと貧富の差を拡大しようとするのでしょうか。

國民が一致団結して、将来世代が安心して暮らすことができるよう、今ある財政上の難局を乗り切るために長期的視点で立った政策を考えるべきではないでしょうか。

その上、政府・与党は、國民世論をその都度使い分けしており、一回目の消費税率引上げ延期ではないことを祈るばかりです。

一方、政府は、各種政府施策を説明する際に安心、安全という言葉をまるで呪文のように理由付けとして乱発しておりますが、国の根幹、国の形を根本的に搖るがすこと必然のカジノ導入を新た

現政権は、破綻状態の危機に瀕する財政事情と全く反する政策ばかり行っています。東京湾では、東京都の築地市場の豊洲市場への移転、東京オリンピック・パラリンピックに伴う各種施設の新設、カジノ施設やレジャー施設の新設の推進などというのは、バブル時代で財政に余裕があった時代の公共事業乱発、土建国家の復活ではないでしょうか。

九年前の夏、被選挙権を得たばかりの三十歳で本院に議席を預かった私は、就職氷河期世代の一員であり、必死に就職活動をしたのが平成十年、会社員として社会に出たのが平成十一年、バブル経済は既に崩壊した後のことでした。つまり、右肩上がりの日本社会や経済を知らない世代であり、多くの借金を背負わされる世代でもあります。でも、その借金はこれまでの政権が積み重ねてきたのです。その古い時代の財政手段を駆使した財政手法の復活、これが新成長戦略とはあきれたものです。

このような間違った行政運営が行われる中で、行政府をチェックする役割が我々立法府に課された重要な機能であることは論をまちません。その機能を担う組織の長が参議院議長です。それも、我が参議院は良識の府です。この現政権を正すのが国会であり、良識ある参議院のあるべき姿です。といふが、このよつて重要な時期にある状況に

おいて、延長国会に入つてから、しかも、会期末まで残り一週間しかない時期に、与野党の合意を基本とする議員立法でありながら、衆議院内閣委員会で採決が強行され、異常な形で参議院に送付されたカジノ法案の審議入りを議長は容認しました。

私は、議院運営委員会の理事会で、本法律案が議員立法であるにもかかわらず、各会派間で丁寧な合意形成を図ることなく、わざわざ国家公安委員長の常時出席や連合審査会開催の合意をほじこみ、たつた五時間二十三分の質疑のみで衆議院内閣委員会で採決が強行され、異常な形で参議院に送付されたカジノ法案の拙速な審議入りは断じて認められないと一貫して強く反対してきました。

そもそも、現在の政権並びに議会運営は、民主主義イコール多数決という間違った考え方に基づいて、数の力で強引に政策を强行しようとします。これをただし、少数派の意見を十分反映した慎重な審議が行われるよう指導するのが議長のなすべき仕事です。行政府や与党の意に沿つよう議会運営を、そして議事運営を行つことではありません。

吉川沙織君（続） したがつて、選挙のときに多數を取つたならば後は何をやつてもよいことになります。多數決原理は、一党独裁であると言わざるを得ません。

良識の府たる参議院を代表する参議院議長の職責としては、少数派の意見を議会の審議にいかにして反映させるかということに重点を置かねばならないにもかかわらず……。

副議長（郡司彰君） 吉川君、簡潔に願います。

この多數決原理がよく機能するためにには、言論の自由の保障、集団のある程度の同質性、集団内の多種多様な利害、主張を統合していくための制度的メカニズム、少數者に決定への参画の自覚を与え、決定受容の心理的準備の機会を与える実質的議論の場、そして決定に対する全構成員の受容が必要です。これらの点を勘案するならば、この多數決原理と同時に少數派の意見の尊重があつて初めて議会の公正なる運営がなされると考えます。

副議長（郡司彰君） 時間が超過をいたしております。簡単に願います。

吉川沙織君（続） したがつて、選挙のときに多數を取つたならば後は何をやつてもよいことになります。多數決原理は、一党独裁であると言わざるを得ません。

良識の府たる参議院を代表する参議院議長の職責としては、少数派の意見を議会の審議にいかにして反映させるかということに重点を置かねばならないにもかかわらず……。

副議長（郡司彰君） 吉川君、簡潔に願います。

議会制度の発達の歴史の中において多數決原理が議会制度を支える柱として重要なことは認識

しています。しかしながら、多數決原理は、あくまでも相対的なものであり便宜的なものです。したがつて、ある国会のあるときにおいて決定されたそのものが正しいかといふことは、歴史によつてしか証明されないのです。

しない議会運営、議事運営となつてゐるのです。

昭和五十一年十一月に参議院改革協議会が初めて設置されから約四十年。この間、歴代議長の下で参議院改革のためのたゆまぬ努力が続けられ、参議院の在り方に関する諸問題等について……

副議長（郡司彰君） 時間が超過をしております。

吉川沙織君（続） 議会の先人により多くの改革が実施されてきました。多くの参議院改革がなされたその理由の一につき、参議院の存在意義が問われた時代があつたことは言つまでもあります。

吉川沙織君（続） ルソーのように、国民の総意が单一不可分であるとすれば、これを代表すべき議会も单一の議院であるべきだとする一院制の主張が生まれますが、今日でもなお多くの国において一院制が採用されています。一院制の存在意義の論拠は、代表の多様性の確保、議会における慎重審議、一院の間における相互抑制、補完にあると考えます。

憲法上認められた一院制の下において、衆議院の行き過ぎを抑制し、また、衆議院の機能を補完する」といふ、独白性を發揮し、……

副議長（郡司彰君） 吉川君、時間が超過をいたしております。簡単に願います。

吉川沙織君（続） 「国政の運営を慎重かつ健

全ならしめ、民主主義国家の発展に寄り、国民の負託に応える使命をもつものである」とは申すまでもありません。」そして「議会制民主主義の下において民主主義政治を立派に発展させるためには、憲法に規定されているとおりに一院制の長所を伸ばすことが肝要であり、参議院無用論の如

きは甚だ遺憾にたえませんが、こつした批判が出ることについては謙虚に反省する必要があるものと考えます。」（発言する者あり）もつ少しで終ります。

副議長（郡司彰君） 吉川君、時間が超過をしております。

吉川沙織君（続） ルソーのように、国民の総意が单一不可分であるとすれば、これを代表すべき議会も单一の議院であるべきだとする一院制の主張が生まれますが、今日でもなお多くの国において一院制が採用されています。一院制の存在意義の論拠は、代表の多様性の確保、議会における慎重審議、一院の間における相互抑制、補完にあると考えます。

旧憲法下においても貴族院、衆議院両院は相互牽制が想定されていましたし、また、昭和六年三月五日、「衆議院公職選挙法改正」に関する調査特別委員会において、当時の自治大臣も、「本来一院制は、我が国で言えは衆議院と参議院、……

副議長（郡司彰君） 吉川君、時間が超過をいたしております。簡単に願います。

吉川沙織君（続） 「国政の運営を慎重かつ健

全ならしめ、民主主義国家の発展に寄り、国民の負託に応える使命をもつものである」とは申すまでもありません。」そして「議会制民主主義の下において民主主義政治を立派に発展させるためには、憲法に規定されているとおりに一院制の長所を伸ばすことが肝要であり、参議院無用論の如

いにチラックし合」、あることは補完、協力し合つことによって政治の理想により一步でも近づいていこう、そういう知恵の産物として一院制度をとらえたものと思いますし、お互いが機能することによって所期の目的に達することができる、そのようになります。

副議長（郡司彰君） 吉川君、時間が超過をしております。

吉川沙織君（続） ルソーのように、国民の総意が单一不可分であるとすれば、これを代表すべき議会も单一の議院であるべきだとする一院制の主張が生まれますが、今日でもなお多くの国において一院制が採用されています。一院制の存在意義の論拠は、代表の多様性の確保、議会における慎重審議、一院の間における相互抑制、補完にあると考えます。

旧憲法下においても貴族院、衆議院両院は相互牽制が想定されていましたし、また、昭和六年三月五日、「衆議院公職選挙法改正」に関する調査特別委員会において、当時の自治大臣も、「本来一院制は、我が国で言えは衆議院と参議院、……

ありがとうございます。（拍手）

吉川沙織君（続） 「両方とも直接選挙になつておりますけれども、お互いの性格や立場上それ

ぞれの観点に立つて、特に参議院は良識の府と言われてありますが、そういう両者の観点からお互